

小田原バスケットボール協会一般審判規則

第1条 公認審判員の登録、追加

(1) 登録

各チームは毎年度、最低 2 名以上の「一般公認認定資格」を取得(各地区協会公認ワッペン所持者は除く)している帯同審判員(以下、「公認審判員」という)を申告し登録しなければならない。

登録は年度初めのチーム登録時に行い、追加登録は随時審判委員会で受け付ける。

(2) 追加登録

チーム事情により、公認審判員が 1 名となった時には速やかに追加の登録をしなければならない。

追加登録は随時審判委員会で受け付けるが、追加登録者が公認審判員にふさわしい者であるかどうかは、審判委員長が判断し、登録の可否を決定する。

(3) 新規登録チーム

新規登録チームは、1 年目に限り、上記(1)の規定を適用しない。ただし、年度初めのチーム登録時に 2 名以上の帯同審判員を申告し登録しなければならない。

なお、登録した帯同審判員は、規定の審判講習会に必ず出席し、審判技術の向上に努めなければならない。

第2条 公認審判員の資格

各チームの公認審判員は、必ず登録年度のすべての審判講習会を受講し、常に一定の審判基準に達していなければならない。

各地区協会公認(小田原協会、平塚協会等)ワッペン所持者は講習会受講を免除する。ただし、審判を行う際には各地区協会公認ワッペンを付けていなければならない。

審判委員会で一定の審判基準に達していないと判断された公認審判員は、登録を抹消される。

- 1.一定の審判基準に達しているかの判断は、審判委員会が「審判基準」を遵守しているか等々を審議し判断する。
- 2.年度初めに未登録でも追加手続きをし、審判委員長が公認審判員にふさわしいと認めた者は、登録が認められる。
- 3.各チームの公認審判員は、原則として複数チームへの所属は認めない。ただし、男女各1チームへの所属は認められる。
- 4.公認審判員が所属チームを移る時は、速やかに審判委員会に申し出なければならない。
- 5.審判は原則、公認審判員が行う。やむをえず公認審判員が審判を行うことができない場合は必ず審判委員長に連絡し、審判を行うものについて協議をする。

第3条 審判基準

各チームの公認審判員は下記の審判基準を遵守しなければならない。なお、著しく審判基準を犯した者は、登録を抹消される。

- 1.審判の服装はレフリーカッターシャツを着用し、レフリー用黒長ズボンまたは黒色系の長ズボン(ジャージ可)を着用し、短パンは厳禁とする。また、レフリー用ホイッスル(笛)も必ず持参する。
- 2.試合会場へは時間厳守(試合開始 15 分前)で到着し、試合の進行を積極的に進める。
- 3.審判については日本バスケットボール協会編「レフリーズマニュアル」を遵守する。
- 4.TOと協力してスムーズにまた、ルールに基づいた試合進行を行う。
- 5.正確にスコアシートが記入されているか、試合後必ず確認する。
- 6.規定の審判講習会には必ず出席し、講習会の内容を積極的に受講して、審判のレベルアップを心がける。

第4条 公認認定・更新

一年間規定の審判講習会を受講し、一定レベルに達した各チームの登録審判に、次年度「小田原一般公認審判認定」が更新される。(各地区協会公認ワッペン所持者は除く)

- 1.この認定更新は、審判委員会が毎年度ごとに行う。
- 2.現行の公認審判員は審判委員会より次年度の更新の審査を受ける。
- 3.初年度の登録審判(新規登録チームを含む)には認定しない。

第5条 その他

コート主任は、その審判内容が著しく「審判基準」を犯している場合、速やかに審判委員会へ報告する。

各地区協会公認ワッペン所持者は審判講習会において講師となることを心がける。

附則

- 1.この審判規則は平成 18 年 4 月 1 日より施行し、規則の変更等は審判委員会、委員長会議で審議し、一般規約の改正の方法に準じて改正される。
- 2.「改訂版」は平成 19 年 4 月 1 日より施行し、一般規約の改正の方法に準じて改正される。
- 3.「改訂版」は平成 20 年 4 月 1 日より施行し、一般規約の改正の方法に準じて改正される。
- 4.「改訂版」は平成 22 年 4 月 1 日より施行し、一般規約の改正の方法に準じて改正される。
- 5.「改訂版」は平成 24 年 4 月 1 日より施行し、一般規約の改正の方法に準じて改正される。
- 6.「改訂版」は平成 25 年 4 月 1 日より施行し、一般規約の改正の方法に準じて改正される。
- 7.「改訂版」は平成 27 年 4 月 1 日より施行し、一般規約の改正の方法に準じて改正される。